

次期ビジョン検討にあたっての参考資料

- 1 本県教育を取り巻く情勢 P 1
- 2 本県教育の現状と課題（第2期「しまね教育ビジョン21」の成果及び課題）・ P 6
- 3 本県が目指すべき教育の姿 P11

1 本県教育を取り巻く情勢

(1) 成年年齢の引き下げ

- 平成27年6月に「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げ
- 改正法により、日本の在り方を決める政治について、より多くの世代の声を反映することが可能となった一方で、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要
- 平成30年6月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、民法が定める成年年齢が18歳に引き下げられ、一人で有効な契約をすることができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げとなる
- 実践的な消費者教育の実施を推進するとともに、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、消費者教育の充実を図る必要がある

(2) 地域との協働（県立高校魅力化ビジョン）

- 平成31年2月に策定した県立高校魅力化ビジョンは、2020年代の県立高校における教育の基本的方向性と具体的な取組を示したもの
- 高校魅力化ビジョンにおいては、新学習指導要領、教育の魅力化のもと、全ての高校において、地域社会とともに魅力ある高校づくりを推進していくこととした
- 教職員、生徒・保護者、市町村、小・中学校、大学、地域住民、関係団体等の多様な主体が参画して魅力ある高校づくりに取り組む協働体制（高校魅力化コンソーシアム）を全ての高校において構築し、地域資源を活用した特色ある教育課程を実現する

(3) 学習指導要領の改訂

- 平成29・30年に学習指導要領が改訂
- 育成を目指す資質・能力を、①生きて働く知識・技能、②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、③学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の3つの柱で整理
- これらの資質・能力を育むために、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの視点からの授業の改善が求められている
- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、社会と連携、協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が示された

(4) 安全・安心と学びのセーフティネット

①子どもの貧困

- 平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連動することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められた
- 大綱では、教育の支援として、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の推進、教育費負担の軽減、学習支援などがある

②子どもの虐待

- 平成12年「児童虐待の防止等に関する法律」が成立
- 児童虐待への対応は、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関の密接な連携が必要
- 文部科学省は、平成30年3月に発生した東京都目黒区の5歳女子が虐待を受けて亡くなった事案を受け、各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告、関係機関との連携強化のための情報共有など児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を取りまとめ、都道府県等に通知
- さらに、千葉県野田市の小学4年生が虐待により亡くなった事例を受け、抜本的な体制強化を図ることとされ、関係機関との連携強化や虐待の通告元の扱い、保護者からの要求への対応など、具体的な対応について通知
- 令和元年5月、文部科学省は「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、都道府県等に通知

③いじめ・不登校

[いじめ]

- 平成25年「いじめ防止対策推進法」制定
- 同年10月「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定（平成29年3月に改定）され、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、相談体制の整備、組織的な対応などが明記された
- 島根県では、国の方針を踏まえ、しまねの子どもを絆づくりをめざした「島根県いじめ防止基本方針」を平成26年4月に策定（平成30年5月に改定）し、いじめの未然防止等に取り組んでいる

[不登校]

- 平成28年12月に学校外での多様な学びの場を提供することを基本理念とした「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、文部科学省により平成29年3月にその基本方針が策定された

[いじめ対策・不登校支援等総合支援事業]

- これらの法律や基本方針を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、外部専門家を活用していじめ問題などの解決に向けての調整・支援を行う取組などを進めている

④インクルーシブ教育システム

- 近年、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にある

- 平成24年中央教育審議会にて、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が報告され、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み、インクルーシブ教育システムを構築していくことが示された
- インクルーシブ教育システム構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を行使するため、合理的な配慮を提供することなどが上げられている
- 平成25年9月学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の仕組みが変更された

⑤多文化共生（外国人児童生徒の増加）

- 島根県では、平成29年10月末時点で3,777人の外国人労働者が雇用されており、学校において日本語指導が必要な児童生徒数も、平成30年5月現在で198人が在籍している。中でも出雲市には156人の児童生徒が在籍しており、この対応が喫緊の課題。
- 出雲市では文部科学省の事業を活用し、日本語指導員や巡回日本語指導員、日本語指導補助員等の配置を行って対応している状況
- 県は、これらの事業の財政支援や、出雲市を中心とした小・中学校における教員の加配等により支援

(5) 第3期教育振興基本計画

- 教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法17条第1項に基づき政府として策定する計画
- 平成30年6月に第3期の教育振興基本計画を閣議決定
(対象期間：2018年度～2022年度)
- 地方公共団体は同計画を参酌し、地域の実情に応じた、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的計画を定めるよう努めることが、同法17条第2項で規定されている

2 第2期「しまね教育ビジョン21」の成果及び課題

教育目標	重点目標	主な成果	主な課題
1 向かっていく学力	(1)学ぶ力・学んだ力	<p>○教育基本法、学校教育法で求められている学力の3要素「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に向かう意欲・態度」をバランス良く育むという認識は学校で共有されてきている。</p> <p>○全国学力・学習状況調査の自校の分析結果を教育活動の改善に活用した学校が増えた。</p> <p>○管理職だけでなく全ての教職員が、学校マネジメントを意識して教育活動に取り組む必要があるという意識が高まった。</p>	<p>○小・中・高校に2020年度から順次全面施行される新学習指導要領の周知・徹底、着実な実施が重要。</p> <p>○各学校において授業改善、カリキュラムマネジメント等を推進する必要がある。特に協調学習や課題解決型学習を取り入れることにより授業改善を組織的に推進することが重要。</p> <p>○校種を越えて生徒の資質・能力を育成するために、中学校、高校間の教員の連携を活性化させる必要がある。 なお、授業改善の取組を充実させるには、教職員の多忙化への対策が必要である。</p>
	(2)情報活用力	<p>○学校司書等の配置により「人がいる図書館」が実現し児童生徒の学校図書館活用は高まっている。</p> <p>○学校図書館を活用した調べ学習は、学校現場で浸透してきている。各教科等において図書館を活用した授業が行われてきており、児童生徒の情報活用能力の伸長や教職員の学校図書館活用への理解の深化が見られる。</p>	<p>○授業での学校図書館の活用は一部の教科に限られている状況にあり取組を全県に広げる必要がある。</p>
	(3)意欲・たくましさ	<p>○算数授業改善推進校8校において、「子どもの声でつくる算数授業づくり」に取り組んだ結果、児童の主体的な学びにつながる実践研究が進められ、リーダー教員だけでなく、校内での授業改善が進んできた。</p> <p>○キャリア教育に係る研修や市町村における研究成果の周知等により、「学校の全教育活動を通して、学びと社会の関わりを意識させること」の重要性について、教職員の理解が深まった。</p>	<p>○算数授業改善推進校での成果は上がりつつあるが、近隣の学校等への広がりには十分でなく、「算数の勉強は好き」と答えた児童の割合は目標値の7割には届かなかった。</p> <p>○学校内外のキャリア教育の充実に向け、これまでの取組に加え、キャリア・パスポートの活用や学級活動・ホームルーム活動におけるキャリア教育の充実を促進していく必要がある。</p>

教育目標	重点目標	主な成果	主な課題
3 高まってい いく人間力	(1)自尊心・思いやり、 規範意識	<p>○新学習指導要領における道徳科の実施に合わせ（H30年度：小学校、H31年度：中学校）、県内の全公立小中学校を訪問して道徳教育の研修の支援等を行い、各学校において教育活動全体を通じた道徳教育や「考え・議論する道徳」の理解・普及が進んだ。</p> <p>○地域での体験活動やふるまい推進指導員を派遣して指導・助言を行い、地域全体に「ふるまい」を推進する気運が高まった。</p> <p>○「ふるまい推進プロジェクト」の取組により、学校が家庭や地域等と連携し、それぞれの実態に応じた活動が展開され、「ふるまい」定着への取組が広がった。</p>	<p>○各学校における現状の把握とともに道徳教育推進教師等を対象とした研修を充実させることが必要。</p> <p>○「ふるまい推進」の取組が形骸化しないよう、地域や学校の特色を活かし、ねらいを明確に位置づけた活動が必要である。</p> <p>○幼児期からの基本的な生活習慣の確立やルールやマナーなどの定着が、ふるまい定着の基盤となるという必要性の高まりに対し、幼児教育に関わる焦点化した取組が必要である。</p>
	(2)人権意識・生命の尊重	<p>○人権教育指導資料を教職員研修や学校訪問指導などで活用し「進路保障」の理念の浸透を図ったことにより、学校における「進路保障」の取組が充実した。</p> <p>○学校や家庭、地域と連携して、幼児から高齢者に至る様々なライフステージに応じた学習・啓発の機会を提供することにより、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めることができた。</p> <p>○各校種におけるアンケート調査の実施、子どもと親の相談員・心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置、教育支援センターへの支援などを通じ、いじめや不登校に対する総合的な取組を推進することができた。</p> <p>○スクールカウンセラーを全ての公立学校へ配置し、児童・保護者の相談件数や教員へのコンサルテーションの件数などが増えており活用が進んだ。</p>	<p>○依然として子どもたちの自尊感情の低さが課題としてあり、一人一人が「私は大切にされている」と実感できるような学校づくりを進めていく必要がある。</p> <p>○いじめの認知件数や不登校児童生徒数は、増加傾向にある。また千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いている。スクールカウンセラーについては、より学校のニーズに沿った配置となるよう新たな人材確保等に取り組む必要がある。また、引き続き子どもと親の相談員を配置し、学校の組織的な支援体制の充実を図る必要がある。</p> <p>※いじめの認知件数 H25：344件 → H29：1,831件 不登校児童生徒数 H25：782人 → H29：892人</p>

教育目標	重点目標	主な成果	主な課題
<p>4</p> <p>島根の教育目標を達成するための基盤</p>	<p>1 家庭・地域と連携した学校教育の展開</p> <p>(1)発達段階に応じた各学校種での教育展開</p>	<p>○「教育魅力化推進事業」等により支援を行った結果、魅力ある学校づくりが進み、県外からの入学生数も高い数値となった。県外出身の生徒が増加し、県内の生徒との間で多様な価値観の共有、生徒同士の切磋琢磨、コミュニケーション力の向上が見られた。加えて「教育の魅力化」に向け、高校・市町村が連携して協議する動きが活発化した。</p> <p>※県外入学者数 54名 (H22) → 179名 (H30)</p> <p>○特別支援教育において、各教育事務所に支援専任教員の配置や特別支援学校にセンター的機能の充実、高校における通級指導など支援体制の充実が図られたことから、障がいのある子どもたちのニーズに応じた支援が進みつつある。</p> <p>○幼児教育センターを開設し、施設種を超え全ての幼児教育施設を支援していく体制の整備の第一歩となった。</p>	<p>○教育魅力化推進事業の成果を県内各市町村に拡充し、県全体で「教育の魅力化」に取り組む必要がある。今後も引き続き、市町村と「教育の魅力化」の推進に向けた意見交換の場を設け、市町村の取組を支援するとともに、「教育の魅力化」の原動力となる教職員に対し、研修等を通じて「教育の魅力化」の理解促進と具現化を図っていく必要がある。</p> <p>○特別な支援を必要とする児童生徒が増加しているとともに、障がいが重度化・多様化しているため、小・中学校等へのサポート体制づくり、特別支援学校の通学支援及び医療依存度の高い子どもへの対応など、教育環境を整備していく必要がある。</p> <p>○教育課程の在り方が異なる幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、同時に幼児教育の質の維持・向上を図るため、市町村との連携やモデル的なカリキュラムの提示、研修の充実が必要である。</p>
	<p>(2)基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり</p>	<p>○学校体育において、専門性の高い指導者を体力向上にかかる研修会や学校に派遣するなどの取組により、子どもの体力や基礎的運動能力は、緩やかな回復傾向にある。</p> <p>○学校・家庭・地域が一体となって食育を推進し、子どもの食生活の改善に向けた取組を進めた結果、朝食を毎日食べている割合は全国平均よりも高く、特に中学生の摂取率が高くなっている。</p> <p>○電子メディアとの接触が子どもの生活習慣や健康に与える影響への懸念から、健康とメディア専門家派遣事業による学校訪問の要請が増え、メディアコントロールについて取り組む学校が増えた。</p>	<p>○生活様式の変化による運動経験の質や量の減少などにより、体力数値がピークであったS61と開きがあるため、体育・保健体育の授業改善・充実を図る必要がある。</p> <p>○朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、学年が上がるにつれて低くなり、主食のみを摂取する割合が高くなっているため、小・中・高を貫く食育が進むよう関係部局や機関と連携した取組を行う必要がある。</p> <p>○スマホ等を利用する児童生徒は、学年が上がるにつれて接触時間が長くなり、健康被害が危惧される。メディアコントロールができる子どもを育成するため、幼児児童生徒及び家庭を対象とする健康とメディアに関する研修会を継続して実施していく必要がある。</p>

教育目標	重点目標	主な成果	主な課題
	(3)家庭教育の役割	<p>○親としての役割や子どもとの関わりに気づきを促す親学プログラムのファシリテーターの養成が着実に進んだ。家庭教育支援に携わる地域関係者の資質向上を図ることもでき、家庭だけでなく地域住民の家庭教育支援に関わる意識の醸成が進んでいる。</p>	<p>○親学プログラムの開催機会や参加者にやや固定化が見られる。引き続き家庭教育支援に携わる地域関係者の拡大と資質向上を図るために、親学プログラムの活用を一段と進める必要がある。</p>
	(4)信頼される学校づくり	<p>○これからの教職員に求められる資質能力と、キャリアステージ毎に育成すべき姿を「人材育成基本方針」として示した。</p> <p>○学校現場の業務改善を推進することで職場環境を整え、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化を図るため「教職員の働き方改革プラン」を策定した。</p> <p>○学校安全に関する研修を実施することで、担当者の学校安全に対する理解や危機管理に対する意識の向上が図られた。</p> <p>○研修会や調理現場訪問を重ねることで、学校給食関係者の衛生管理意識が高まり、調理場ごとに改善に向けた適切な取組がなされた。</p> <p>○県立学校の耐震化は完了し、照明器具の耐震対策については、H32までに完了予定である。</p>	<p>○教員については、今後中堅層が少なく若手がやや多い年齢構成になることが予想されることから、「人材育成基本方針」において優秀な教育職員の採用や若手を指導できる力量を持った中堅層の育成が必要である。</p> <p>○「教職員の働き方改革プラン」における目標達成に向けて、教員一人一人の取組や教育委員会・学校・保護者・地域が一体となった取組等を進めていく必要がある。</p> <p>○学校安全研修でより専門的な内容を提供し、各学校での学校安全に関するミドルリーダーの育成を引き続き図る必要がある。また、各学校で作成されている危機管理マニュアルが実態に即した対応となるよう指導していく必要がある。</p> <p>○食物アレルギーに関する重症事例やヒヤリハット事例について、調理場や学校の教職員に対する未然防止の徹底に向け、関係部局と連携し、栄養教諭や給食調理従事者、教職員等に対する研修会を充実していく必要がある。</p> <p>○小中学校の耐震化に向けて市町村に対する耐震化促進についての働きかけが必要であるとともに、県立学校の施設の老朽化対策として、施設管理の一元化を進めていく必要がある。</p>

教育目標	重点目標	主な成果	主な課題
	2 社会教育の展開	<p>○地域課題解決型公民館支援事業等を通じて、自主的に地域課題解決に向かう取組や、地域活動に参画する若者が見られるようになり、地域が活性化した。</p> <p>○地域活動や住民の学びの拠点として公民館が認知され、日々の公民館活動が主体的に行われ、地域力醸成に寄与した。</p>	<p>○成果を上げる公民館がある一方、活動が停滞している公民館もあり、市町村と一緒にサポートしていく必要がある。</p> <p>○引き続き公民館等の取り組みの成果を広報するなど、優良実践の情報共有を図っていく必要がある。</p>

3 本県が目指すべき教育の姿

1 基本理念（本県が育みたい子どもの姿 等）

--

《 参 考 》

～県教育委員会～

島根県が目指す「教育の魅力化」とは、島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校と地域社会がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくこと。

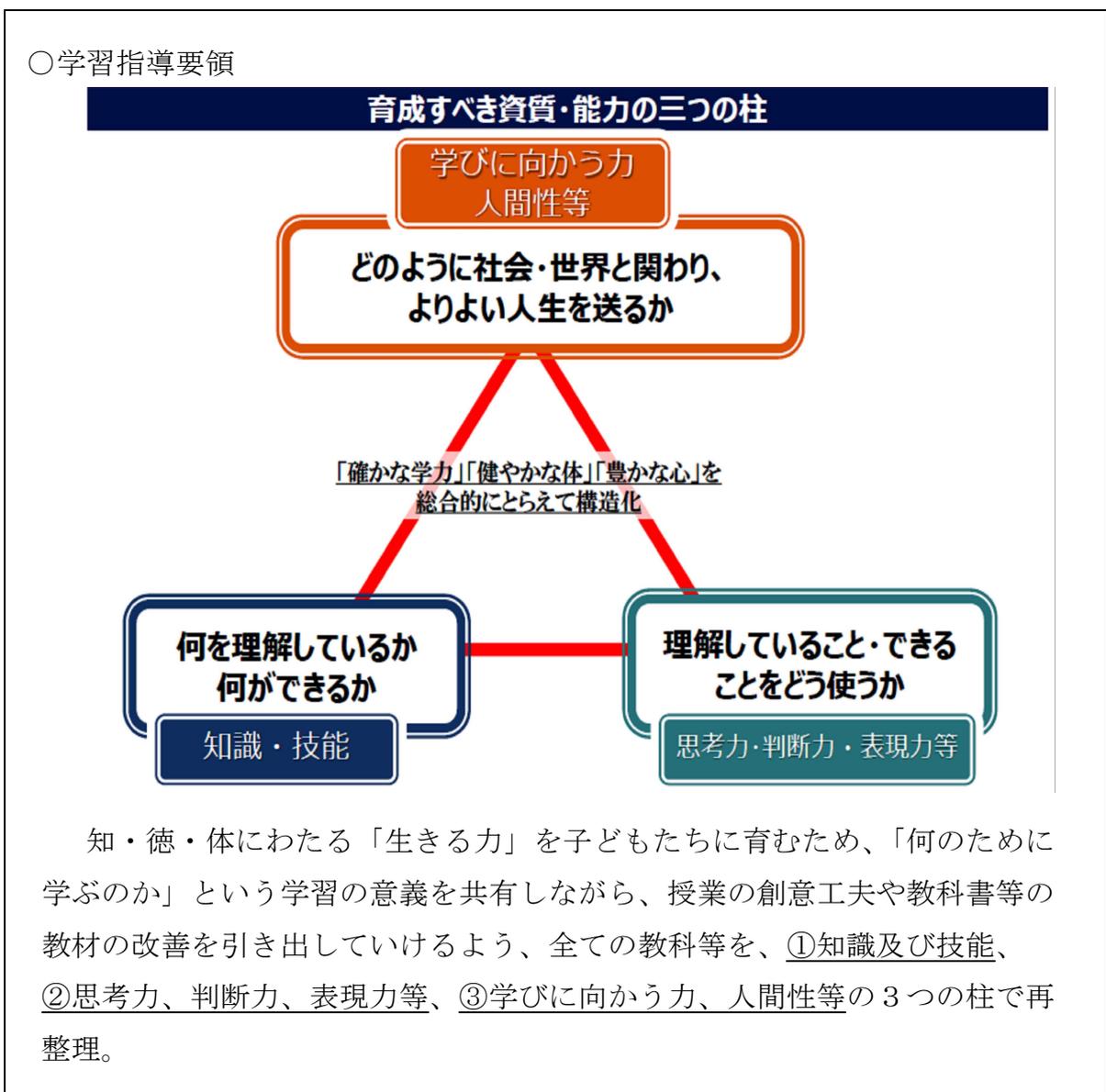
教育の魅力化・魅力の高まりを「地域の魅力」へと発展させることは、地域貢献意識の高まりや、島根で活躍したいという思いを持つ子どもたちを増やすことにも繋がる。「子どもたちに、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓く力を育むこと」と、「この地域で学びたい、住みたい、子どもを育てたい、と思えるような魅力ある地域づくりを推進すること」の好循環を生み出すという方向性は、一人一人の自己実現を支援することと併せ、一層推進していくべき方向である。

2 目標（基本理念を実現するために達成を目指す状態を表すもの）

【個人の姿】

自らの人生と地域や社会の未来に向けて主体的に課題を設定し、多様な人々と協働しながら粘り強く探究する学習者を育成

《 参 考 》



○第2期教育ビジョン教育目標

向かっていく学力

夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます

- ・基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育んだり、情報を収集・分析整理・活用する力を身に付けさせたり、主体的に学習に取り組む態度やあきらめないたくましさを養ったりすることが必要。

広がっていく社会力

多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます

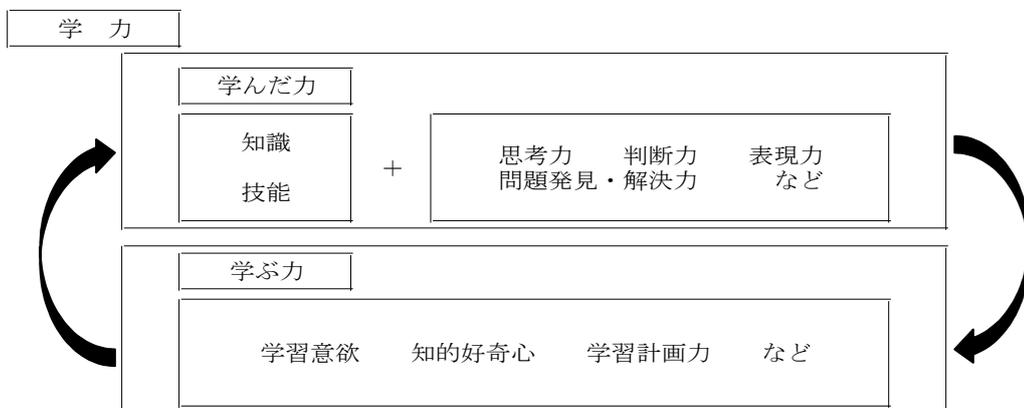
- ・多様な人々と共に目標に向けて協力する力、相手の意見を丁寧に聴くとともに自分の意見をわかりやすく伝える力、自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力を育むことが必要。

高まっていく人間力

自他を等しく大切にし、共に生きようとする人を育てます

- ・自尊心や他人を思いやる心を育むとともに、公共心、道徳や倫理などを守ろうとする規範意識、他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力などの対人関係力を身に付けたり、人として生きていく根幹として、自他の人権を尊重する人権意識や、生命に対する畏敬の念を培ったりすることが大切。

学力、社会力、人間力の間で、まず人間力を土台に社会力・学力があり、学力、社会力が育つことにより、また人間力も高まっていくという好循環の関係をつくることが重要。



【地域社会（島根）の姿】

一人一人の幸せな人生と持続可能な地域社会の実現に向けて、誰もが安心して生涯学び心豊かに暮らし育て、共に挑戦できる魅力ある島根の実現

《 参 考 》

～県総合発展計画～

- ・ 県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習の成果が社会生活にかされる生涯学習社会の実現が求められる。
- ・ 多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境をつくる。

～国第3期教育振興計画～

- ・ 社会の活力を維持・向上させていくために、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸張し、次世代まで見通した持続的な社会を目指すことが重要である。
- ・ 人生100年時代の到来が予想されるなか、若年期での、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力といった資質・能力を身に付けることに加え、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことが一層必要となる。

3 目指す方向（目標を達成するための方向性）

【子どもたち一人ひとりの個性や主体性・多様性を活かし伸ばす教育】

《 参 考 》

～県教育委員会～

- ・島根で育つ子どもたちが、自らの将来に向けて幸福で主体的な生き方ができるよう、また、よりよい社会の創り手になっていけるよう、発達段階に応じたきめ細かな教育を進める。
- ・障がいがあったり困難を抱えたりすることを含めて、多様な個性のある児童一人ひとりと丁寧に向き合い、細やかな配慮のもとで大切に育てる。そのような個性と多様性を尊重する教育の実践が島根らしい教育の魅力。
- ・また、子どもたちがこれからの社会の中で生き抜いていけるように、「学ぶこと」と「生きること」との関係をよく理解させ、一人ひとりの人生の進路選択に丁寧に立ち会って、自己実現を精一杯支援していく、そのようなキャリア教育と進路指導の実践が島根らしい教育の魅力。

～国第3期教育振興計画～

（確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等）

- ・複雑化・多様化した社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことが求められている。
- ・「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で育成するため、新学習指導要領の周知・徹底、着実な実施が重要である。
- ・主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善の推進や、カリキュラム・マネジメントを確立することが重要である。
- ・幼児期の教育がその後の学力に与える影響や、大人になってからの生活への影響に関する研究が進んでおり、幼児期からの質の高い教育を提供することの重要性が高まっている。
- ・確かな学力に加え、豊かな心を育むことが不可欠である。豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、コミュ

ニケーションを通じて人間関係を築く力などの育成が重要である。

- ・さらに、体力は人間の活動の源であり、身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが重要である。

(社会的・職業的自立に向けた能力や態度の育成)

- ・変化が激しく将来が展望しにくい状況において、一人ひとりが自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能等を主体的に身に付けることが一層重要となる。
- ・このため、幼児教育から各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、高等学校段階においては、地域や産業界との連携の下、職業において求められる知識や技能等に関する教育の充実を図り、今後の社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力等を育成することが重要である。

(多様なニーズに対応した教育機会の提供)

- ・一人ひとりが豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上で、障がいの有無や、日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からの教育機会の提供が必要である。

(家庭の経済状況への対応)

- ・経済的困難を抱える家庭の子どももしっかりとした学力を身に付けることができるよう、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等との連携、地域住民等の協力による学習支援等の総合的な対策を進めることが重要である。

《施策＝具体的な取組》

- ・学力の育成
- ・主権者教育、消費者教育〔新規〕
- ・インクルーシブ教育システム
- ・人権教育
- ・幼児教育
- ・外国人児童生徒対応〔新規〕
- ・いじめ、不登校対策
- ・基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり
- ・子どもの貧困対策

など

【地域や社会・世界に開かれた魅力ある教育】

《 参 考 》

～県教育委員会～

- ・学校と地域社会がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高める。
- ・学校は、学校だけに閉じた自己完結型的な存在ではなくなり、地域社会に開かれ、地域社会との連携・協働の中で子どもの力を伸ばしていこうとする存在へと、進化していくことが求められる。学校内外の多様な教育活動を通して、地域のあらゆる教育資源を活かしながら、子どもを育むための教育の方法論を高めていく必要がある。
- ・島根は大変に恵まれた教育環境にあり、豊かな自然と触れあうことや、多様な生産活動などの直接体験の場と、地域の大人から仕事の話聞くなどの間接体験の場が、子どもたちの身近なところに豊富にある。温かな人間関係や地域社会といった強みも活かし、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたち一人ひとりを大切に育んでいく。

～学習指導要領～

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

～国第3期教育振興計画～

- ・地域行事への参加などで、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子どもたちに育むことが重要である。
- ・地域に信頼される学校づくりを進めるため、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要である。

《施策＝具体的な取組》

- ・地域協働スクールの実現〔新規〕
 - ・地域を活用した教育（地域課題解決型学習、ふるさと教育）
 - ・放課後、土日等の活用
 - ・社会教育関係（児童・生徒向け）
 - ・しまね留学の推進〔新規〕
- など

【共に生涯学び、活躍・挑戦する人づくり】

《 参 考 》

～県教育委員会～

- ・教育に関わる大人たち自身も、子どもたちと地域や社会の未来を見据えて、主体的・対話的に学び続ける必要がある。
- ・義務教育段階からの学び直しに加え、生涯学習社会への対応など幅広い支援が必要である。
- ・身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育が行えるよう支援することが重要である。

～国第3期教育振興基本計画～

- ・様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図る必要がある。その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や地域の学校と社会教育施設の連携が重要である。
- ・障害者権利条約の批准等も踏まえ、障がい者が、その一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための支援が重要である。

《施策＝具体的な取組》

- ・ 学び続ける教職員の育成
- ・ 地域づくりを担う人づくり
- ・ 学校支援に関わる人づくり
- ・ 親学（家庭教育支援）
- ・ 社会人の学び直し、生涯学習〔新規〕
- ・ 公民館の活性化

など

【島根らしい教育環境づくり】

《 参 考 》

～県教育委員会～

- ・危機管理事案発生時に的確に対応できる学校の危機管理実践力を確保する必要がある。
- ・豊かな自然、歴史・伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源を生かす。

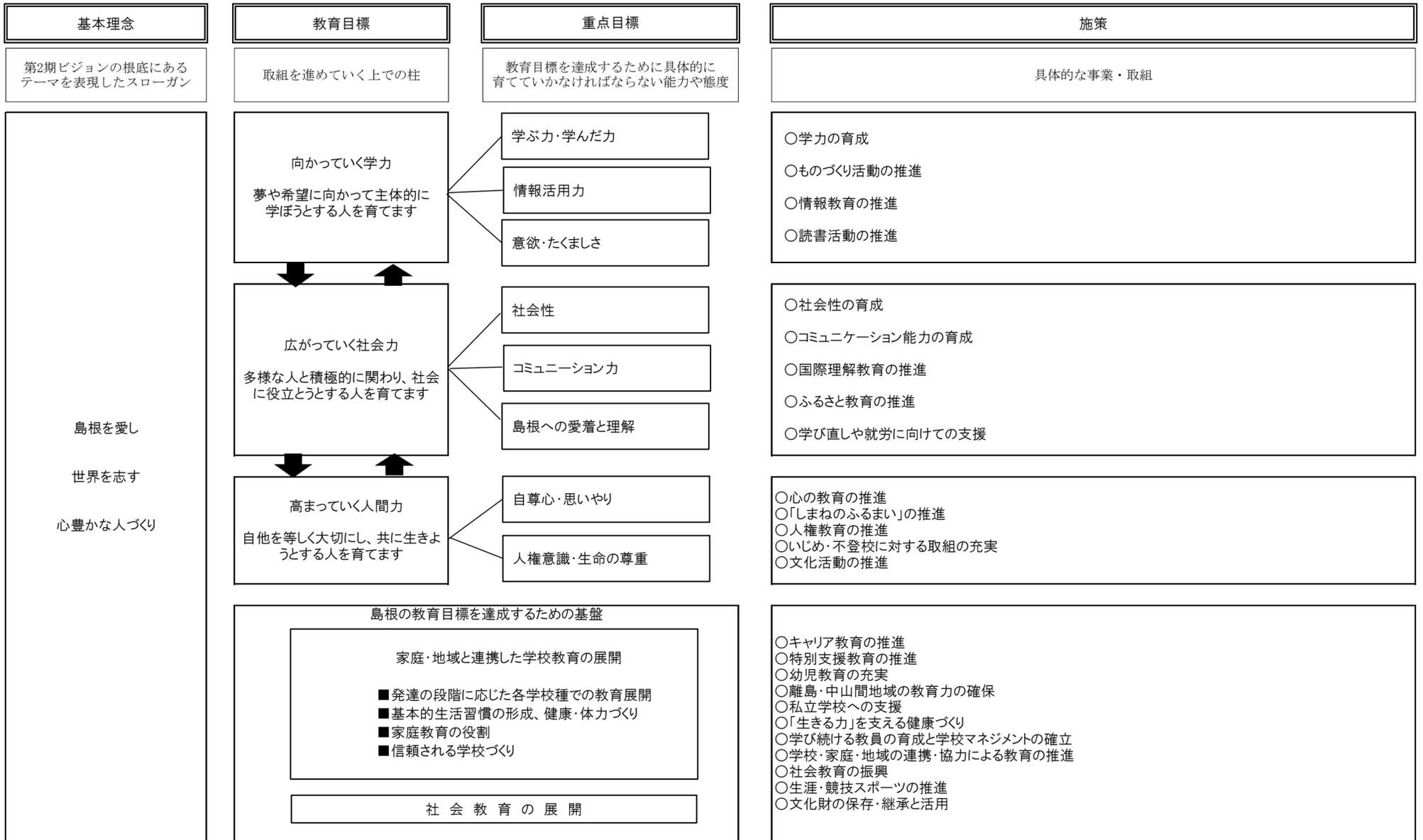
～国第3期教育振興基本計画

- ・学校施設の老朽化対策では、安全面・機能面の両面において、計画的な対応が必要である。老朽化対策の実施に当たっては、教育内容・方法の変化への対応なども踏まえることが必要である。
- ・昨今の児童生徒を取り巻く状況を踏まえると、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の健康問題や、自然災害、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等の安全上の問題など、学校だけでは対応が困難な課題も数多く、教育委員会、首長部局、医師会、警察等が連携して課題解決に取り組むことが重要である。

《施策＝具体的な取組》

- ・学校施設の耐震化、老朽化対策
 - ・学校の危機管理対策
 - ・文化財の保存、継承と活用
- など

「第2期しまね教育ビジョン21」 体系



次期ビジョン 目指す教育のイメージ

